

連結貸借対照表注記

注1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

2. 金利、通貨の価格、有価証券市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的（以下「特定取引目的」という。）の取引については、取引の約定時点を基準とし、連結貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上しております。

特定取引資産及び特定取引負債の評価は、有価証券及び金銭債権等については連結決算日等の時価により、スワップ・先物・オプション取引等の派生商品については連結決算日等において決済したものとみなした額により行っております。

3. 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、持分法非適用の非連結子会社株式及び持分法非適用の関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券で時価のあるもののうち株式については当連結会計年度末前1カ月の市場価格の平均等、それ以外については当連結会計年度末日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部資本直入法により処理しております。

4. 金銭の信託において信託財産を構成している有価証券の評価は、上記2. 及び3. と同じ方法により行っております。

5. デリバティブ取引（特定取引目的の取引を除く）の評価は、時価法により行っております。

なお、一部の在外連結子会社においては、現地の会計基準に従って処理しております。

6. 当社及び連結子会社である三井住友銀行の動産不動産の減価償却は、定額法（ただし、動産については定率法）を採用しております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物 7年～50年

動 産 2年～20年

その他の連結子会社の動産不動産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定額法により、リース資産については、主にリース期間を耐用年数としリース期間満了時のリース資産の処分見積価額を残存価額とする定額法により償却しております。

7. 自社利用のソフトウェアについては、当社及び国内連結子会社における利用可能期間（主として5年）に基づく定額法により償却しております。

8. 連結子会社である三井住友銀行の外貨建資産・負債及び海外支店勘定については、取得時の為替相場による円換算額を付す子会社株式及び関連会社株式を除き、主として連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。

外貨建取引等の会計処理につきましては、従来、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第20号。以下、「旧報告」という。）が適用される処理を除き、改訂後の外貨建取引等会計処理基準（「外貨建取引等会計処理基準の改訂に関する意見書」（企業会計審議会平成11年10月22日））を適用しておりましたが、当連結会計年度からは「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号）に規定する経過措置に基づき旧報告が適用される処理を除き、改訂後の外貨建取引等会計処理基準を適用しております。当該経過措置に基づき、「資金関連スワップ取引」及び「インターナル・コントラクト及び連結会社間取引の取扱い」については、従前の方法により会計処理しております。また、先物為替取引等に係る円換算差金については、連結貸借対照表上、相殺表示しております。

資金関連スワップ取引については、債権元本相当額及び債務元本相当額の連結決算日の為替相場による正味の円換算額を連結貸借対照表に計上し、異種通貨間の金利差を反映した直先差金は直物外国為替取引の決済日の属する期から先物外国為替取引の決済日の属する期までの期間にわたり発生主義により連結損益計算書に計上するとともに、連結決算日の未収収益又は未払費用を計上しております。

なお、資金関連スワップ取引とは、異なる通貨での資金調達・運用を動機として行われ、当該資金の調達又は運用に係る元本相当額を直物買為替又は直物売為替とし、当該元本相当額に将来支払うべき又は支払を受けるべき金額・期日の確定している外貨相当額を含めて先物買為替又は先物売為替とした為替スワップ取引であります。

また、その他の連結子会社の外貨建資産・負債については、それぞれの決算日等の為替相場により換算しております。

9. 主要な連結子会社の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下、「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下、「実質破綻先」という。）に係る債権については、下記直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

なお、当連結会計年度より、連結子会社である三井住友銀行においては「銀行等金融機関において貸倒引当金の計上方法としてキャッシュ・フロー見積法（DCF法）が採用されている場合の監査上の留意事項」（日本公認会計士協会平成15年2月24日）等の趣旨を踏まえ、当該債務者に対する債権の全部又は一部が下記19.の3カ月以上延滞債権又は下記20.の貸出条件緩和債権に分類される債務者のうち、与信額が一定額以上の大口債務者に係る債権については、キャッシュ・フロー見積法（DCF法）を適用し、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もり、当該キャッシュ・フローを当初の約定利率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を計上しております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績等から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。なお、特定海外債権については、対象国の政治経済情勢等を勘案して必要と認められる金額を特定海外債権引当勘定として計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業部店と所管審査部が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

その他の連結会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認められた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ計上しております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は1,324,459百万円であります。

10. 賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。

11. 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当連結会計年度末において発生していると認められる額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の損益処理方法は以下のとおりであります。

過去勤務債務 その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（主として10年）による定額法により損益処理

数理計算上の差異 各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（主として10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の際連結会計年度から損益処理

なお、会計基準変更時差異については、主として5年による按分額を費用処理しております。

一部の国内連結子会社は、確定給付企業年金法の施行に伴い、厚生年金基金の代行部分について、平成14年度中に厚生労働大臣から将来分支給義務免除の認可を受けておりますが、「退職給付会計に関する実務指針（中間報告）」（日本公認会計士協会会計制度委員会報告第13号）第47-2項に定める経過措置を適用し、当該認可の日において代行部分に係る退職給付債務及び返還相当額の年金資産を消滅したものとみなして会計処理を行っております。

なお、当連結会計年度末現在における返還相当額は、23,906百万円であります。

12. 債権売却損失引当金は、株式会社共同債権買取機構に売却した不動産担保付債権の担保価値を勘案し、将来発生する可能性のある損失を見積もり、必要と認められる額を計上しております。

なお、この引当金は商法旧第287条ノ2に規定する引当金であります。

13. 当社及び国内連結子会社のリース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。

14. 連結子会社である三井住友銀行はヘッジ会計の方法として、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号）に規定する経過措置に基づき、「リスク調整アプローチ」を適用しております。これは、デリバティブ取引を用いて貸出金、預金等の多数の金融資産及び負債から生じる金利リスクを総体で管理するマクロヘッジの一手法であり、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第15号）に定められた要件を満たす方法であります。ヘッジ有効性の評価は、許容リスク量の範囲内にリスク調整手段となるデリバティブ取引のリスク量が収まっており、ヘッジ対象の金利リスクが減殺されているかどうかを四半期毎に検証することにより行っております。また、会計処理方法としては、繰延ヘッジ会計を適用しております。

また、外貨建子会社株式及び関連会社株式並びに外貨建その他有価証券（債券以外）の為替変動リスクをヘッジするため、事前にヘッジ対象となる外貨建有価証券の銘柄を特定し、当該外貨建有価証券について外貨ベースで取得原価以上の直先負債が存在していること等を条件に、金融商品会計基準に規定する包括ヘッジとして繰延ヘッジ又は時価ヘッジを適用しております。

なお、リスク管理方針との整合性を考慮し、一部のヘッジ目的のデリバティブ取引については、「金利スワップの特例処理」等を適用しております。

また、その他の一部の連結子会社において、繰延ヘッジ会計又は「金利スワップの特例処理」を適用しております。なお、国内リース連結子会社において、部分的に「リース業における金融商品会計基準適用に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第19号）に定められた処理を行っております。

15. 当社及び国内連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

16. 特別法上の引当金は、次のとおり計上しております。

金融先物取引責任準備金 18百万円 金融先物取引法第82条の規定に基づく準備金であります。

証券取引責任準備金 631百万円 証券取引法第51条の規定に基づく準備金であります。

17. 動産不動産の減価償却累計額 630,121百万円

リース資産の減価償却累計額 1,490,721百万円

18. 貸出金のうち、破綻先債権額は201,392百万円、延滞債権額は2,710,164百万円であります。但し、左記債権額のうち、オフ・バランス化につながる措置である株式会社整理回収機構への信託実施分は、40,811百万円であります。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を

除く。以下、「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

19. 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は130,353百万円であります。

なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

20. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は2,728,791百万円であります。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。

21. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は5,770,700百万円であります。但し、左記債権額のうち、オフ・バランス化につながる措置である株式会社整理回収機構への信託実施分は、40,811百万円であります。

なお、18. から21. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

22. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は1,078,333百万円であります。

23. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

現金預け金	75,268百万円
特定取引資産	990,965百万円
有価証券	11,458,018百万円
貸出金	4,738,320百万円
その他資産(延払資産等)	1,140百万円
動産不動産	535百万円

担保資産に対応する債務

預金	21,038百万円
コールマネー及び売渡手形	7,952,599百万円
売現先勘定	4,107,615百万円
債券貸借取引受入担保金	4,189,794百万円
特定取引負債	136,975百万円
借入金	2,885百万円
その他負債	18,548百万円
支払承諾	41,108百万円

上記のほか、資金決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、現金預け金54,370百万円、特定取引資産13,937百万円、有価証券4,624,346百万円及び貸出金781,138百万円を差し入れております。

また、動産不動産のうち保証金権利金は121,725百万円、その他資産のうち先物取引差入証拠金は14,814百万円であります。

24. 繰延ヘッジ会計を適用したヘッジ手段に係る損益又は評価差額は、純額で繰延ヘッジ利益としてその他負債に含めて計上しております。なお、上記相殺前の繰延ヘッジ損失の総額は952,712百万円、繰延ヘッジ利益の総額は1,095,321百万円であります。

25. 連結子会社である三井住友銀行は、土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)及び土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律(平成13年3月31日公布法律第19号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として資本の部に計上しております。

また、その他の一部の連結子会社は、同法律に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金資産」又は「再評価に係る繰延税金負債」としてそれぞれ資産の部又は負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として資本の部に計上しております。

再評価を行った年月日

連結子会社である三井住友銀行 平成10年3月31日及び平成14年3月31日

その他の一部の連結子会社 平成11年3月31日、平成14年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

連結子会社である三井住友銀行 土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第3号に定める固定資産税評価額、同条第4号に定める路線価及び同条第5号に定める不動産鑑定士又は不動産鑑定士補による鑑定評価額に基づいて、奥行価格補正、時点修正、近隣売買事例による補正等、合理的な調整を行って算出。

その他の一部の連結子会社 土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第3号に定める固定資産税評価額及び同条第5号に定める不動産鑑定士又は不動産鑑定士補による鑑定評価に基づいて算出。

26. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金877,609百万円が含まれております。
27. 社債には、劣後特約付社債1,403,028百万円が含まれております。
28. 1株当たり純資産額 106,577円05銭
29. 有価証券の時価、評価差額等に関する事項は次のとおりであります。これらには、「有価証券」のほか、「特定取引資産」中の商品有価証券、譲渡性預け金及びコマーシャル・ペーパー、「現金預け金」中の譲渡性預け金、並びに「買入金銭債権」中のコマーシャル・ペーパー及び貸付債権信託受益権等が含まれております。以下32.まで同様であります。

売買目的有価証券

連結貸借対照表計上額 1,434,190百万円

当連結会計年度の損益に含まれた評価差額 △1,096

満期保有目的の債券で時価のあるもの

	連結貸借対 照表計上額	時価	差額	うち益	うち損
国債	311,391百万円	315,414百万円	4,023百万円	4,023百万円	-百万円
地方債	23,091	23,920	828	828	-
その他	42,413	43,444	1,030	1,136	105
合計	376,896	382,779	5,882	5,988	105

その他有価証券で時価のあるもの

	取得原価	連結貸借対 照表計上額	評価差額	うち益	うち損
株式	3,167,955百万円	3,002,513百万円	△165,442百万円	112,952百万円	278,395百万円
債券	14,024,014	14,135,179	111,164	117,093	5,928
国債	12,516,061	12,590,255	74,193	79,479	5,286
地方債	342,798	352,112	9,314	9,415	101
社債	1,165,153	1,192,811	27,657	28,197	540
その他	4,479,136	4,502,770	23,634	42,897	19,263
合計	21,671,106	21,640,463	△30,643	272,943	303,587

上記の評価差額に繰延税金資産2,004百万円を加えた額△28,639百万円のうち少数株主持分相当額△4,557百万円を控除した額に、持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る評価差額金のうち親会社持分相当額△1百万円を加算した額△24,082百万円が、「その他有価証券評価差額金」に含まれております。

その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落したものについては、原則として時価が取得原価まで回復する見込みがないものとみなして、当該時価をもって連結貸借対照表価額とし、評価差額を当連結会計年度の損失として処理（以下「減損処理」という。）しております。当連結会計年度におけるこの減損処理額は494,815百万円であります。時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、資産の自己査定基準において、有価証券の発行会社の区分毎に次のとおり定めております。

破綻先、実質破綻先、破綻懸念先	時価が取得原価に比べて下落
要注意先	時価が取得原価に比べて30%以上下落
正常先	時価が取得原価に比べて50%以上下落

なお、破綻先とは破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している発行会社、実質破綻先とは破綻先と同等の状況にある発行会社、破綻懸念先とは現在は経営破綻の状況にないが今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる発行会社、要注意先とは今後の管理に注意を要する発行会社であります。また、正常先とは破綻先、実質破綻先、破綻懸念先及び要注意先以外の発行会社であります。

30. 当連結会計年度中に売却したその他有価証券は次のとおりであります。

売却額	売却益	売却損
37,709,925百万円	231,862百万円	190,364百万円

31. 時価のない有価証券のうち、主なものの内容と連結貸借対照表計上額は、次のとおりであります。

内 容	連結貸借対照表計上額
満期保有目的の債券	
非上場外国証券	4,105百万円
その他	6,463
その他有価証券	
非上場債券	1,176,885
非上場外国証券	363,282
非上場株式(店頭売買株式を除く)	281,888
その他	137,050

32. その他有価証券のうち、満期があるもの及び満期保有目的の債券の期間ごとの償還予定額は次のとおりであります。

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
債券	3,482,943百万円	8,134,230百万円	3,769,404百万円	260,826百万円
国債	3,303,635	6,306,161	3,034,984	256,865
地方債	11,935	138,933	223,723	612
社債	167,372	1,689,135	510,695	3,349
その他	355,161	2,886,041	765,581	880,974
合計	3,838,104	11,020,271	4,534,985	1,141,800

33. 金銭の信託の保有目的別の内訳は次のとおりであります。

運用目的の金銭の信託	
連結貸借対照表計上額	1,629百万円
当連結会計年度の損益に含まれた評価差額	12
その他の金銭の信託	
取得原価	23,044百万円
連結貸借対照表計上額	23,000
評価差額	△44
うち益	510
うち損	555

なお、上記の評価差額△44百万円が、「その他有価証券評価差額金」に含まれております。

34. 無担保の消費貸借契約（債券貸借取引）により貸し付けている有価証券が、「有価証券」中の国債に999百万円含まれております。また、使用貸借又は質貸借契約により貸し付けている有価証券は、「有価証券」中の国債に140百万円含まれております。

無担保の消費貸借契約（債券貸借取引）により借り入れている有価証券並びに現先取引及び現金担保付債券貸借取引により受け入れている有価証券のうち、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有する有価証券で、（再）担保に差し入れている有価証券は2,084,632百万円、当連結会計年度末に当該処分をせずに所有しているものは99,624百万円であります。

35. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、31,475,362百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが28,769,561百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全、その他相当の事由があるときは、実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている社内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

36. 当連結会計年度末の退職給付債務等は以下のとおりであります。

退職給付債務	△1,164,570百万円
年金資産（時価）	723,175
未積立退職給付債務	△441,395
会計基準変更時差異の未処理額	44,087
未認識数理計算上の差異	349,118
未認識過去勤務債務（債務の減額）	△53,218
連結貸借対照表計上額の純額	△101,408
退職給付引当金	△101,408

37. 東京都に係る事業税の課税標準については、「東京都における銀行業等に対する事業税の課税標準等の特例に関する条例」（平成12年4月1日東京都条例第145号）（以下、都条例という。）が施行されたことに伴い、従来の所得から業務粗利益に変更になりました。

平成12年10月18日、株式会社さくら銀行及び株式会社住友銀行は、東京都及び東京都知事を被告として、都条例の無効確認等を求めて東京地方裁判所に提訴し、平成14年3月26日、東京地方裁判所は、都条例が違法無効であることを理由として、誤納金16,633百万円及び損害賠償金200百万円の請求を認める判決を言い渡しました。さらに、平成14年3月29日、東京都は、東京高等裁判所に控訴し、同年4月9日、株式会社三井住友銀行を含む一審原告各行も東京高等裁判所に控訴し、平成15年1月30日、東京高等裁判所は、都条例が違法無効であることを理由として、誤納金36,175百万円の請求を認める判決を言い渡しました。同年2月10日、東京都は、上告及び上告受理申立てをし、同月13日、株式会社三井住友銀行を含む一審原告各行も上告及び上告受理申立てをしております。

このように株式会社三井住友銀行は都条例が違憲・違法であると考え、その旨を訴訟において主張して係争中であり、当連結会計年度における会計処理についても、前連結会計年度と同様に東京都に係る事業税を都条例に基づく外形標準課税基準による事業税として処理しているものの、これは現時点では従来の会計処理を継続適用することが適当であると判断されるためであり、都条例を合憲・適法なものとしたということではありません。

都条例施行に伴い、東京都に係る事業税については、前々連結会計年度が株式会社さくら銀行が第11期に計上した金額と株式会社住友銀行が第157期に計上した金額の合計で16,833百万円、前連結会計年度が株式会社三井住友銀行が第1期に計上した金額が19,862百万円、当連結会計年度が18,269百万円を「その他の経常費用」に計上しており、所得が課税標準である場合に比べ経常利益はそれぞれ同額減少しております。また、所得が課税標準である場合に比べ、「法人税、住民税及び事業税」への影響はありません。この損益影響により、純資産額は32,495百万円減少しております。また、当該事業税は税効果会計の計算に含められる税金でないため、所得が課税標準である場合に比べ、「繰延税金資産」は98,703百万円減少し、「再評価に係る繰延税金負債」は3,236百万円減少しており、これらにより純資産額は95,467百万円減少しております。

また、大阪府に係る事業税の課税標準についても、「大阪府における銀行業等に対する事業税の課税標準等の特例に関する条例」(平成12年6月9日大阪府条例第131号)(以下、府条例という。)が施行されたことに伴い、従来の所得から業務粗利益に変更になりました。

平成14年4月4日に、株式会社三井住友銀行は、大阪府及び大阪府知事を被告として、府条例の無効確認等を求めて大阪地方裁判所に提訴しました。なお、大阪府に係る事業税については、平成14年5月30日に「大阪府における銀行業等に対する事業税の課税標準等の特例に関する条例の一部を改正する条例」(平成14年5月30日大阪府条例第77号)(以下、平成14年改正府条例という。)が、平成15年4月1日に「大阪府における銀行業等に対する事業税の課税標準等の特例に関する条例の一部を改正する条例」(平成15年3月25日大阪府条例第14号)

(以下、平成15年改正府条例という。)が、それぞれ施行されたことにより、府条例による課税標準等の特例は平成15年4月1日以後開始する事業年度より適用されることとなりました。これにより、当連結会計年度に係る大阪府に対する事業税については、平成15年改正府条例附則2の適用を受け、三井住友銀行の場合、外形標準課税基準と所得基準のうち低い額となる、所得を課税標準として計算される額を申告・納付する予定であります。ただし、この申告・納付によって、府条例、平成14年改正府条例及び平成15年改正府条例を合憲・適法なものと認めたということではありません。また、当該事業税は税効果会計の計算に含められる税金でないため、所得が課税標準である場合に比べ、「繰延税金資産」は48,699百万円減少し、「再評価に係る繰延税金負債」は1,575百万円減少しており、これらにより純資産額は47,124百万円減少しております。

38. 「地方税法等の一部を改正する法律」(平成15年法律第9号)が平成15年3月31日に公布され、平成16年4月1日以後開始する事業年度より法人事業税に係る課税標準が、従来の「所得及び清算所得」と規定されていたもの(平成15年改正前地方税法第72条の12)から、「付加価値額」、「資本等の金額」及び「所得及び清算所得」に変更されることにより、「付加価値額」及び「資本等の金額」が課税標準となる事業税は、利益に関連する金額を課税標準とする税金には該当しないことになります。また、これを受けて都条例及び府条例に基づく東京都、大阪府に係る法人事業税は、平成16年4月1日に開始する事業年度以降は、法律上の根拠を失い適用されないこととなります。

この変更に伴い、国内連結子会社の繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する平成16年度以降の法定実効税率が変更され、「繰延税金資産」は63,905百万円増加し、当連結会計年度に計上された「法人税等調整額」は64,127百万円減少しております。「再評価に係る繰延税金負債」は2,609百万円増加し、「土地再評価差額金」は2,618百万円減少しております。なお、左記のうち、連結子会社である三井住友銀行においては、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する平成16年度以降の法定実効税率は、当連結会計年度の38.62%から40.46%となり、「繰延税金資産」は67,657百万円増加し、当連結会計年度に計上された「法人税等調整額」は同額減少しております。「再評価に係る繰延税金負債」は2,634百万円増加し、「土地再評価差額金」は同額減少しております。

39. 「自己株式及び法定準備金の取崩等に関する会計基準」(企業会計基準第1号)の適用により、「子会社の所有する親会社株式」は、「自己株式」に含めて表示しております。

なお、本基準の適用により、「子会社の所有する親会社株式」の資本控除にあたっては、当社持分相当額を資本の部から控除し、少数株主持分相当額は少数株主持分より控除する取扱いとしております。また、持分法適用会社の所有する当社株式についても当社持分相当額を資本の部から控除する取扱いとしております。